



市内の遺跡と遺物

祀遺跡があります。また、道路や河川などの特異な遺構から単独に遺物が出土することもあり、いろいろな遺跡が各時代にわたってみられます。

から時代、時期が分かります。また遺跡の様子は、発掘調査によらなければ明らかになりませんが、遺物は表面採集や偶然の機会に見されることがあります。

一方、遺物にもあらゆるものがあります。土器（縄文式土器、弥生式土器）、石器やじり、石斧などは、誰もが知っていますが、木や鉄製品をはじめ、食物、排泄物、遺体、墓標など、すべてのものが対象となり、あらゆる時代にわたってみられます。

遺物は時代によって変化

市内の遺跡は、これまでの分布調査で二十四か所が知られていました。こうして、昔から一般に知られているのは、程島の縄文土器平、居平の石器や土器、そして滝谷の埴部土器などです。このほか、現在、私たちが行っている分布調査によつて、九か所の遺跡と八か所の遺物単独出土地が確

す。

ての住居などを作った集落址をはじめ、やきものを製造したり、鉄を作ったりした窯址や炉址などの生産遺跡と、墓地や祈願などの祭

がみられるため、遺跡の時代や時期を定める目安となります。このうち最も明瞭なものは、やきものである焼き方、形態、模様などがみられるため、遺跡の時代や時期を定める目安となります。このうち最も明瞭なものは、やきものである焼き方、形態、模様など

の時代に、古くは「周の崩壊」から「秦の統一」まで、
同後期中葉、古墳時代の中葉、古代後葉で、それ以外
の時代における人々の存在
が不明です。最も残念な時
代は、中世です。歴史上で
は武将名や城館址が明らか
であるにもかかわらず、物
的確証となる遺物がありま
せん。そして、この時代の
庶民の歴史が全く不明とい
うことです。

〔古代中世部会〕

税制改正により

白色申告者の記帳制
度が設けられました

昭和五十九年度の税制改正で、事業所得、不動産所得な

どがある人に対して、記帳制度、記録保存制度、収支内訳書添付制度、総収入金額報告制度が設けられました。これらの制度は、昭和六十年（一九八五年）の制度は昭和五十九年分所得税）から適用されます。

● 記帳制度：事業所得者など（青色申告者は除く）で、事業所得などの金額が三百万円を超える人は、総収入金額や必要経費を記録し、その帳簿を七年間保存しなければならぬという制度です。

このほかの制度やくわしいことについては、新津税務署（☎2—1151）へおたずねください。

「メイコ」のくらしと税金」テレビ放送中

国稅庁では、「税金の使われ方や仕組み」、「くらしに役立つ身近な税金の知識」などをわかりやすく、正しく理解してもらうために、テレビ番組「マイコのくらしと税金」を放送しています。放送局は新潟総合テレビで、時間は毎週土曜日の午前十時四十五分から十一時です。ぜひご覧ください。

▶放送日、テーマ 1月12日

●八日：クイズ「暮らしの中の間接税」●十五日：お年寄りや障害者と税金 ●二十二日：租税教育の現場から ●二十九日：高校生、税金を考える

「暮らしなんでも相談」をご利用ください

新潟県労働金庫では、県民の皆さんを対象に「暮らしなすんでも相談」を行っています日常生活の問題、法律、健康のことなど、暮らしに関することで相談したいことがありましたら、お気軽にご利用ください。各分野の専門家が親切にいいにお答えします。

なお相談は無料です。

□相談方法：所定の相談用紙に住所、氏名、年齢、職業と相談内容を記入のうえ、返信用封筒を同封のうえ、〒九五

「暮らしたんでも相談室」へ
※所定の相談用紙、往信、返信用封筒は、労働金庫本支店に
あわします。
くわしいことは、労働金庫
新津支店 ☎ 33-0115へ
おたずねください。

遺 児 手 当
振 込 み ます

遺児手当の八月から十一月
までの手当は、十一月二十日
に受給者の皆さんの口座に振

お買物、ご用命は市内で

スポーツ用品全般、体育施設工事

スポーツショップ あへ

新津市本町4丁目1～23
電話 02502(4)8543 夜間(自宅)(4)0295

靴なら
何でも揃うイザワ

のイサワ
TEL 2-0625

あるく楽しさをお届けする——